

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名		都市建設部 都市建設政策課
許 認 可 等 名		栈橋使用許可
根 拠 法 令		徳島市栈橋の設置及び管理に関する条例
根 拠 条 項		第 5 条
連 絡 先		(電話 6 2 1 - 5 4 9 3)
審 査 基 準	基 準	徳島市栈橋の設置及び管理に関する条例（平成 3 0 年徳島市条例第14号、以下「条例」という。）条例第 5 条第 2 項に規定する不許可事由の具体例は次の場合とする。 (1) 公の秩序、善良な風俗又は公益を害するおそれがあるとき。 (2) 申請に係る行為により、栈橋を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。 ① 荒天時の使用で栈橋を損傷するおそれがあるとき等。 (3) 申請に係る行為により、栈橋での船舶の係留に支障があるとき。 ① 他の使用者の運航計画及び使用計画を妨げるとき等。 (4) 栈橋の管理上支障があるとき。 ① 荒天時の使用で栈橋の利用者の安全に支障があるとき。 ② 許可期間が重複し、調整が困難であるとき等。 (5) その他市長が使用を不適當と認めるとき。 ① 付近の通行、航行等に対し、支障があるとき。 ② 近隣事業者の同意なしにその事業活動に支障を与えるとき、等。
	参 考 事 項	徳島市栈橋の設置及び管理に関する条例施行規則
	設定等年月日	平成 3 0 年 4 月 2 0 日設定（令和 8 年 6 月 3 0 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 1 0 日（休日を除く）
	設定等年月日	平成 3 0 年 4 月 2 0 日設定（平成 年 月 日最終変更）